

○七尾市要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成17年8月25日

告示第157号

(目的)

第1条 要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)の適切な保護を図ることを目的として、七尾市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業内容)

第2条 協議会は要保護児童の適切な保護を図るため、必要な情報の交換を行うとともに要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

(組織)

第3条 協議会は、福祉、保健、医療、教育、警察及び司法等の関係機関、その他関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者で構成する。

(役員)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、構成員の互選により選出する。

3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長が不在のとき、又は、事故あるときは代わって、会務を総理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 会長は、協議会の所掌事務を効果的に推進するため、代表者会議を開催し、必要に応じ実務者会議及び個別ケース検討会議を開催することができる。

(代表者会議)

第6条 関係機関等の代表からなる代表者会議は、要保護児童問題について共通認識を高め、機関連携のあり方と役割分担を確認し、要保護児童等の支援に関する体制全般を協議する。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、実際に活動する実務者の知識及び経験を要保護児童の支援等に関する施策に反映させるため、関係機関等の

担当者をもって構成し、地域の実情に関する情報交換を行い、要保護児童の実態把握、要保護児童対策を推進するための啓発活動や研修、活動方針の策定等について協議する。

- 2 実務者会議に座長及び副座長を置く。
- 3 座長及び副座長は担当者の互選により選出する。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は必要に応じて開催し、相談や通告のあった事例について、具体的な情報交換や支援方法等について協議する。

(関係機関等に対する協力要請)

第9条 協議会は、情報の交換や支援に関する協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めるものとする。なお、個別ケース検討会議については、必要に応じて、協議会に属していない機関に協力を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 協議会の構成員及び構成員であった者は、地域協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(要保護児童対策調整機関)

第11条 関係機関等から構成される協議会が効果的に機能するため、要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)として、七尾市健康福祉部子育て支援課を指定する。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、実情状況を的確に把握し、必要に応じて関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年8月25日から施行する。
- 2 この告示施行後最初の協議会の会議は、市長が招集する。